平成２４年（フ）第２１６号
富山市大泉町２丁目５番３号
債務者　橋本由美子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５９９号
愛知県知多市新知字樋之口95番地の１（Ａ）
債務者　黒野　博志（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６００号
愛知県知多市新知字樋之口95番地の１（Ａ）
債務者　黒野　泰世
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８２号
青森市北金沢２丁目６番７号　三原荘２階１号、住民票上の住所青森市北金沢２丁目６番７号　三原荘２階２号
債務者　宮越　晴子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８号
北海道稚内市港５丁目６番６号　花田アパート３階奥号室
債務者　小林　孝志
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第２５３号
群馬県高崎市上中居町707番地２　２号室
債務者　萩原　藤次
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１４５６号
埼玉県和光市新倉２丁目31番８号　コーポ久月301
債務者　七戸　盛弘
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４４４号
埼玉県春日部市大衾45番地
債務者　筒渕　　肇（旧姓岐部）
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５７４号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1352番地26
債務者　成道　和代
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５９０号
埼玉県坂戸市大字片柳1837番地７
債務者　本田　雅司
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５９１号
埼玉県坂戸市大字片柳1837番地７
債務者　本田真由美
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６３４号
埼玉県川越市霞ケ関東４丁目２番地23　サンハイム101号室
債務者　土井　哲也
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６４３号
埼玉県川越市大字天沼新田193番地13　ヴィア・ラッテアＤ―102
債務者　伊倉　洋行
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６５１号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目50番地の５
債務者　宇田　夏樹
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６５９号
埼玉県川越市大字寺尾44番地15
債務者　井上　　功
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６６０号
埼玉県川越市大字寺尾44番地15
債務者　井上　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６６３号
埼玉県川越市大字山田812番地
債務者　飯田　好江
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部